

（目的）

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下法という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持の基準等について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下危険物政令という。）で定める数量（以下指定数量という。）未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の付加基準について、並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持の基準等

（住宅用防災機器）

第30条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の関係者は、次条及び第30条の4に定める基準に従つて、次に掲げるいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 住宅用防災警報器（令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下同じ。）
- (2) 住宅用防災報知設備（令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下同じ。）

（住宅用防災警報器の設置及び維持の基準）

第30条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第6号までに掲げる住宅の部分にあつては、令列表第1（5）項口に掲げる防火対象物又は（16）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けなければならない。

- (1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）
  - (2) 台所
  - (3) 第1号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
  - (4) 第1号及び第3号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
  - (5) 第1号及び第3号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
  - (6) 前各号（第2号を除く。）の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（この号において当該階という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分
    - ア 廊下
    - イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
    - ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端
- 2 住宅用防災警報器は、次のいずれかの位置に設けなければならない。
- (1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井（天井のない場合にあつては、屋根。次号において同じ。）の屋内に面する部分
  - (2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- 3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。
- 4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号、第3号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下住宅用防災警報器等規格省令という。）第2条第4号に掲げる光電式住宅用防災警報器をいう。以下この表において同じ。）
第1項第2号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は住宅用防災警報器等規格省令第2条第4号の2に掲げる定温式住宅用防災警報器
第1項第6号アに掲げる住宅の部分	住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるイオン化式住宅用防災警報器又は光電式住宅用防災警報器

- 5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。
- 6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。
- (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること
  - (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること
  - (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること
  - (4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること
  - (5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に当該住宅用防災警報器を交換すること
  - (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に当該住宅用防災警報器を交換すること

（住宅用防災報知設備の設置及び維持の基準）

- 第30条の4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下感知器等規格省令という。）第2条第1号に規定する感知器をいう。以下同じ。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。
- 2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けなければならない。
- 3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	感知器の種別
第1項第1号、第3号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に掲げる光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第1項第2号に掲げる住宅の部分	感知器等規格省令第2条第2号に掲げる差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号に掲げる定温式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号で定める特種の試験に合格するものあって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。）又は光電式スポット型感知
前条第1項第6号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に掲げるイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

- 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについては、これらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。
- 5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければ

らない。

- (1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第2条第7号に規定する受信機をいう。以下同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること
- (2) 前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること
- (3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
- (4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること
  - ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること
  - イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること
- (5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること
- (6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は、感知器について、同項第2号から第4号までの規定は、住宅用防災報知設備について準用する。

（設置の免除）

第30条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下住宅用防災警報器等という。）を設置しないことができる。

- (1) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、スプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）又は自動火災報知設備を、令第12条若しくは令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- (2) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第3条第2項第2号、第3号若しくは第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- (3) 前2号に定めるもののほか、住宅用防災警報器等と同等以上の効果があるものとして消防長が定める設備を設置したとき

（基準の特例）

第30条の6 第30条の2から第30条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持の基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

（住宅における火災の予防の推進）

第30条の7 住宅の関係者は、この章に定めるところによるほか、住宅における火災の予防を推進するため、住宅用防災警報器等、消火器その他の物品、機械器具及び設備の設置及び維持に努めなければならない。

附 則（平成17年9月22日条例第105号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 目次及び第1条の改正規定、第3章の次に1章を加える改正規定（第30条の5第1項第2号に係る部分を除く。）並びに附則第5項の規定 平成18年6月1日
  - (2) 第3章の次に1章を加える改正規定（第30条の5第1項第2号に係る部分に限る。） 平成19年4月1日

（住宅用防災機器の設置及び維持の基準に関する経過措置）

- 5 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際、現に存する新条例第30条の2に規定する住宅（以下「住宅」という。）における同条各号に掲げる住宅用防災機器（以下「住宅用防災機器」という。）又は現に新築、増築、

改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条及び新条例第30条の3から第30条の5までの規定による住宅用防災機器の設置及び維持の基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、平成23年5月31日までの間、これらの規定は、適用しない。

附 則（平成25年11月29日条例第139号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし第61条の2の改正規定は、公布の日から施行する。  
（住宅用防災機器の設置及び維持の基準に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に存する改正後の大阪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第30条の2に規定する住宅（以下「住宅」という。）における同条各号に掲げる住宅用防災機器（新条例第30条の3第1項第2号の住宅の部分に設置するものに限る。以下「住宅用防災機器」という。）、現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅に係る住宅用防災機器で、その設置及び維持が新条例第30条の3及び第30条の4の規定に適合しないものに係る設置及び維持の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。